

○忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成13年6月14日

訓令第3号

改正 平成18年7月28日訓令第10号

平成18年11月17日訓令第14号

平成25年3月4日告示第8号

平成26年5月13日告示第26号

平成27年3月30日告示第21号

平成30年2月27日告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成6年10月20日付け衛浄第65号)に定める「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱」に適合するものをいう。
- (3) 専用住宅 自己居住用の一戸建ての家屋又は専用住宅に事務所、店舗等の自己業務用途の非居住部分を当該家屋の延床面積の1/2以内で併設する家屋

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、村内全域とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による事業計画の区域内整備済区域は、補助対象から除くものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、村内に住所を有し、前条に規定する補助対象地域において、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する事業(以下「補助事業」という。)

を行う者とする。ただし、下水道が整備されたときは、加入を条件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認の申請又は法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者
 - (2) 販売の目的で合併処理浄化槽付住宅等を建築(増改築を含む。)する者
 - (3) 専用住宅又は土地の借受人で、合併処理浄化槽設置に関して貸付人の承諾が得られない者
 - (4) 浄化槽の取替えの場合に既存の浄化槽を撤去しない者
- (補助金額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に掲げる額を限度とする。

(補助事業の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 専用住宅又は土地の借受人は、貸付人の承諾書
- (4) 合併処理浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し
- (5) 合併処理浄化槽配置図(別添1)
- (6) 合併処理浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 小型合併浄化槽機能保証制度登録証の写し
- (8) 公共下水道加入確約書(別添2)。ただし、公共下水道計画区域外は必要としない。
- (9) 法の規定による、浄化槽設備士免状の写し
- (10) その他村長が必要と認める書類

(補助事業の承認)

第7条 村長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業に該当すると認めたときは、合併処理浄化槽設置事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条に規定する通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助事業の完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業完了報告書(様式第4号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年山梨県条例第16号)の規定に基づき知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書及び領収書の写し
- (4) 合併処理浄化槽の設置費用の領収書の写し
- (5) 合併処理浄化槽設置工事写真(別添3)
- (6) 忍野村浄化槽設置チェックリスト
- (7) その他村長が必要と認める書類

(検査)

第10条 村長は、前条に規定する報告があったときは、速やかに補助事業が適正に執行されたかどうか検査しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 村長は、前条に規定する検査の結果、補助事業が適正に執行されたと認めたときは、補助金の交付を決定し、合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 特に村長が不正と認めたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成18年訓令第10号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、この要綱による改正前の金額の補助金を受けた者で、不利益となる者については、なお従前のおりとする。

附 則(平成18年訓令第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年告示第21号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第12号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお、従前の例による。

別表(第5条関係)

合併処理浄化槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～50人槽	548,000円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

忍野村長 様

住所
申請者 氏名 ㊟

合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書

合併処理浄化槽を設置しますので、忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

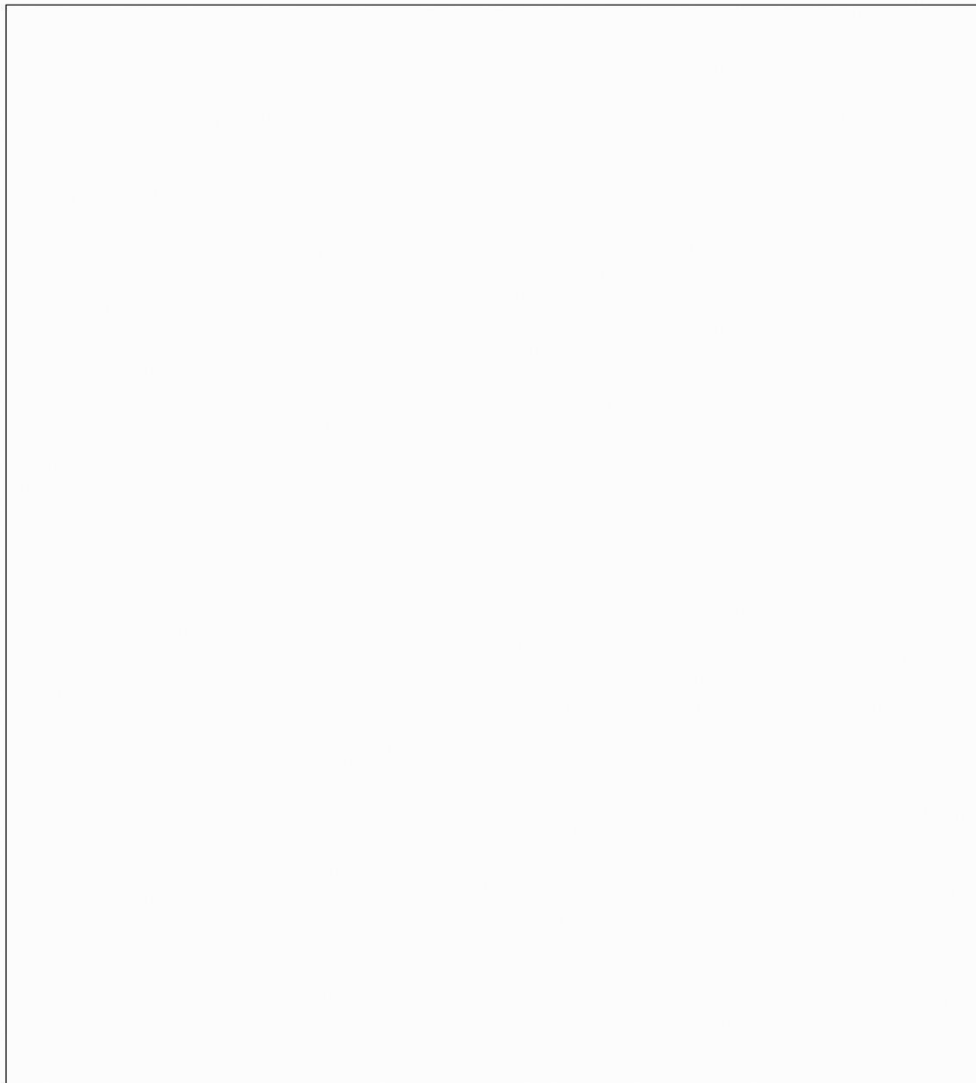
交付申請額	円		
設置場所	忍野村		
浄化槽の形式	名称		
	認定番号		
浄化槽の人槽	人槽		
住宅の種類	1 一般住宅(戸建 共同)		
	2 併用住宅(居住部分の床面積 m ² (延べ床面積 m ²)		
住宅所有者	1 本人	2 共有(人)	3 その他()
土地所有者	1 本人	2 共有(人)	3 その他()
事業着工予定年月日	年 月 日		
事業完了予定年月日	年 月 日		
〔添付書類〕			
1 浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し			
2 設置場所の案内図			
3 専用住宅又は土地の借受人は、貸付人の承諾書			
4 合併処理浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し			
5 合併処理浄化槽配置図(別添1)			
6 合併処理浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)			
7 小型合併浄化槽機能保証制度登録証の写し			
8 公共下水道加入確約書(別添2)。ただし、公共下水道計画区域外は必要としない。			
9 浄化槽法の規定による、浄化槽設備士免状の写し			
10 その他村長が必要と認める書類			
※確認欄	下水道事業計画区域外	認可区域外	認可区域内(未整備)

別添1

年 月 日

合併処理浄化槽配置図

住所
申請者
氏名



別添2

公共下水道事業計画による合併処理浄化槽設置場所の区域確認書

合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請のありました次の浄化槽の設置場所の区域は、下記の公共下水道事業計画による設置区域の区分のとおりです。

年 月 日

上下水道課長

㊟

設置場所 忍野村 内野 忍草 番地

公共下水道事業計画による設置区域の区分

区 分	下水道事業計画 区域外	認可区域外	認可区域内 (未整備)
該当区域			(※ 要 公共下水道加入確約)

公共下水道加入確約書

私の設置する浄化槽は、忍野村下水道事業計画の認可区域内未整備区域にあり、忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条第1項により、公共下水道が供用開始となりましたら、直ちに公共下水道へ接続することを確約いたします。

忍野村長

様

年 月 日

申請者
住 所
氏 名

㊟

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

忍野村長



合併処理浄化槽設置事業承認通知書

年 月 日付けで申請のありました合併処理浄化槽設置事業については、忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条に規定する補助事業に該当することを通知します。

1 補助事業名 合併処理浄化槽(人槽)設置事業

2 補助事業承認の条件

補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を予定の期間内に完了すること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了できないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに村長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ村長に届け出て、その承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行に関し、村長の要求があったときは、直ちに村長に報告すること。
- (5) 補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに完了報告書を村長に提出すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

忍野村長 様

住所
申請者
氏名 ㊟

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助事業の承認を受けた合併処理浄化槽
設置事業について、次のとおり変更したいので、忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交
付要綱第8条の規定により申請します。

- 1 補助事業の内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

忍野村長 様

住所

申請者

氏名

㊦

補助事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助事業の承認を受けた合併処理浄化槽
設置事業が完了したので、忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第9条の規定に
より、次のとおり報告します。

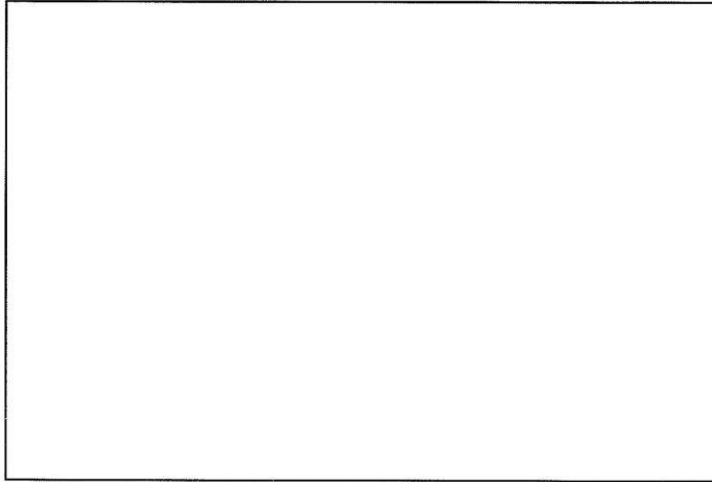
- 1 補助事業着工年月日 年 月 日
- 2 補助事業完了年月日 年 月 日
- 3 浄化槽工事業者名及 名 称
び 登 録 番 号 登録番号
- 4 浄化槽保守点検業者 名 称
名 及 び 登 録 番 号 登録番号
- 5 浄化槽清掃業者名及 名 称
び 許 可 番 号 許可番号
- 6 振 込 先

金融機関名		
預金の種別	普通	当座
口座番号		
口座名義人	住 所	
	氏 名	

7 添付書類

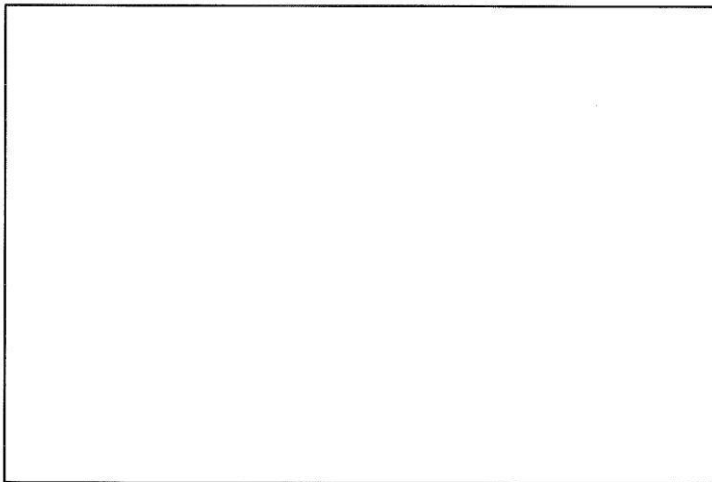
- (1) 住民票
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書及び領収書の写し
- (4) 合併処理浄化槽の設置費用の領収書の写し
- (5) 合併処理浄化槽設置工事写真
- (6) 忍野村浄化槽チェックリスト
- (7) その他村長が必要と認める書類

別添3-1



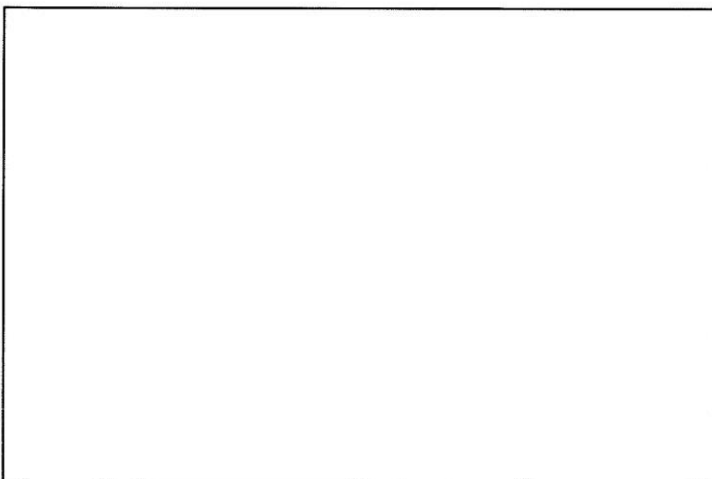
- ① 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
(工事着工前)

※浄化槽設備士及び浄化槽工事業者登録票・届出票、日付が確認でき、設置場所及びその周辺状況が把握できる写真。



- ② 掘削状況を示す写真

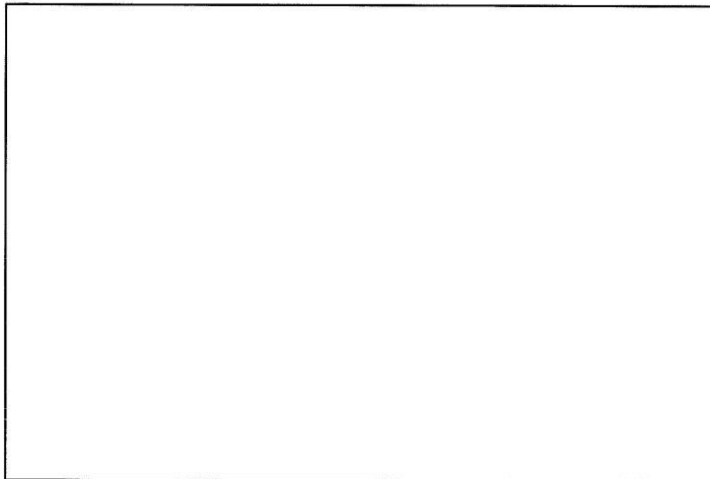
※深さがスタッフ等で確認できるもの



- ③ 基礎の状況を示す写真
(砕石・栗石地業の状況)

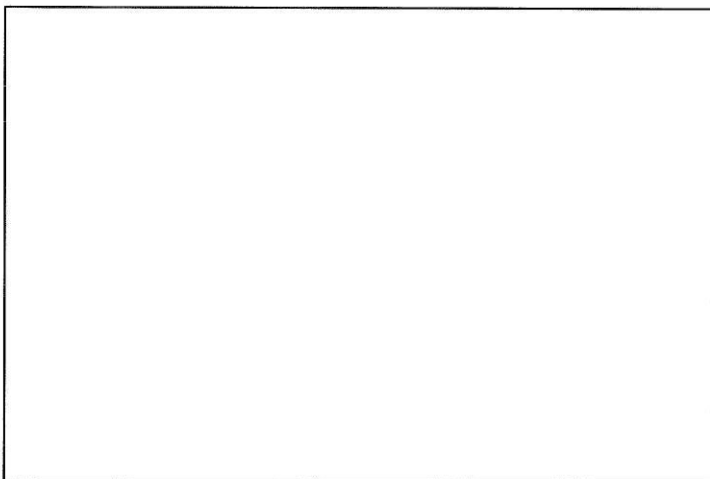
※厚さ100mm以上
(厚さが分かるように写真を撮ること。)

別添 3-2



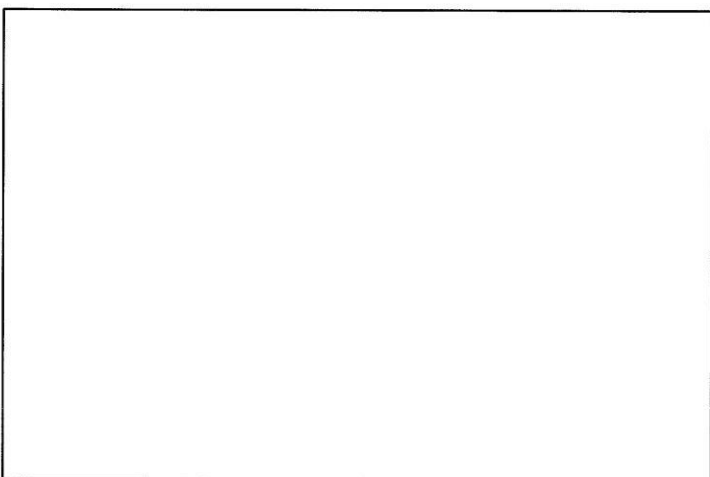
④ 基礎配筋の状況を示す写真

※鉄筋 D10 以上 - @200 シングル
(ピッチがわかるようにスケールとともに写す)



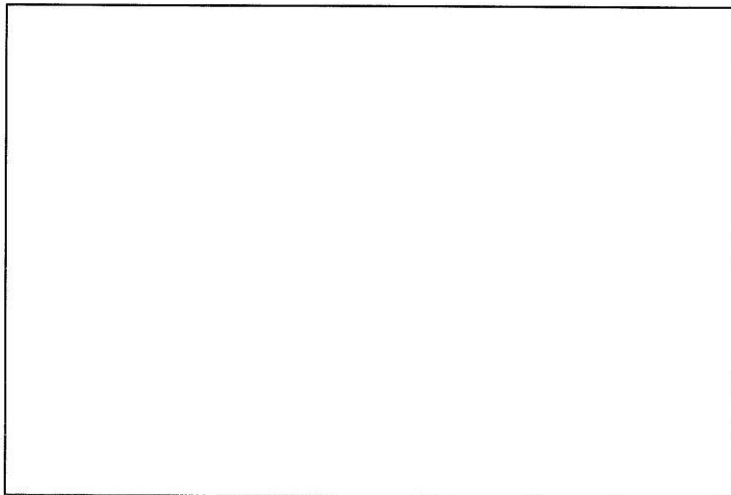
⑤ 底版コンクリートの打設状況を示す写真

※厚さ 150 mm 以上 (厚さがわかるように写真を撮ること)

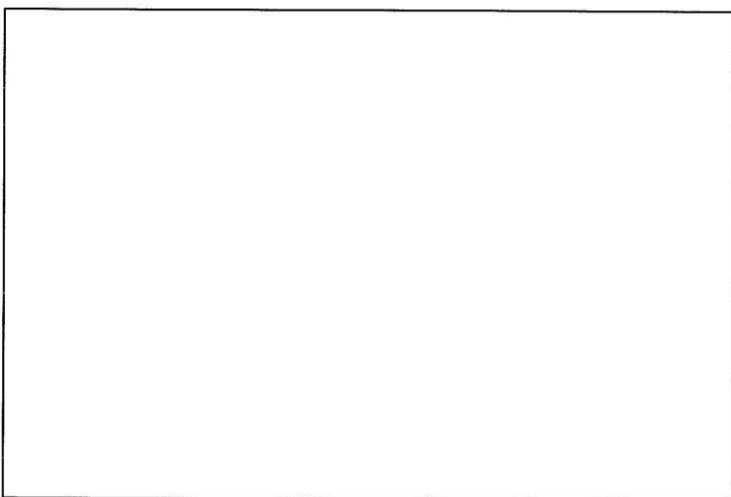


⑥ 浄化槽本体の写真
(機種・認定番号・人槽等のわかるもの)

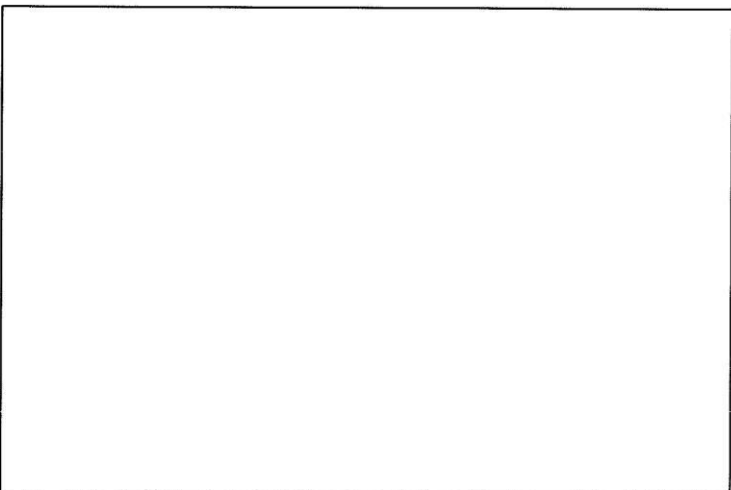
別添 3 - 4



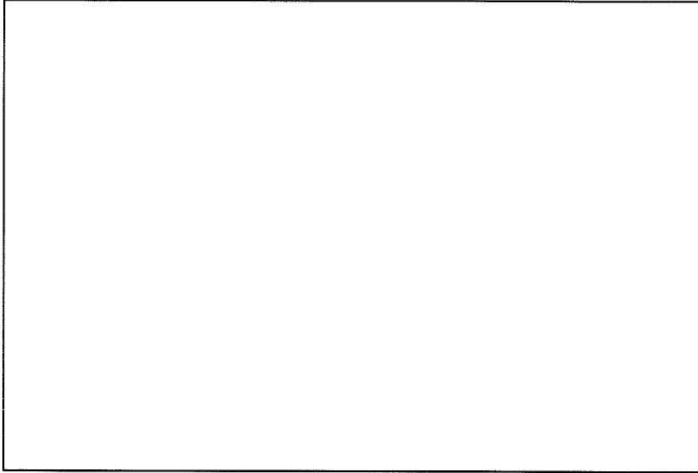
- ⑩ かさ上げ状況を示す写真
(バルブの上端からマンホール
蓋までの距離が30cm以内
がわかるもの)



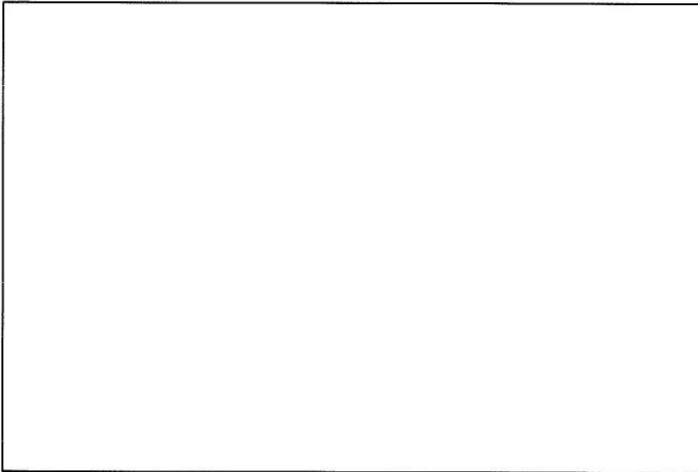
- ⑪ 点検口の写真
(台所・風呂・便所・洗面所・
屈曲点・浄化槽流入直前等の
点検口)



別添 3 - 3

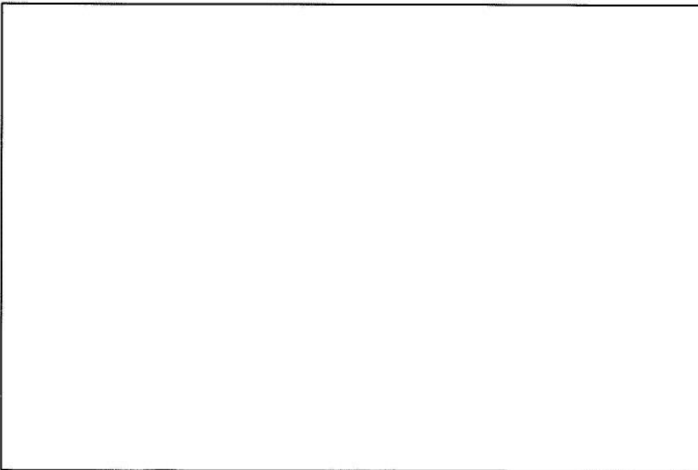


- ⑦ 本体水平確認、埋め戻し、水締め
の状況を示す写真
(必要な場合、支柱を含む)



- ⑧ 上部配筋の状況を示す写真

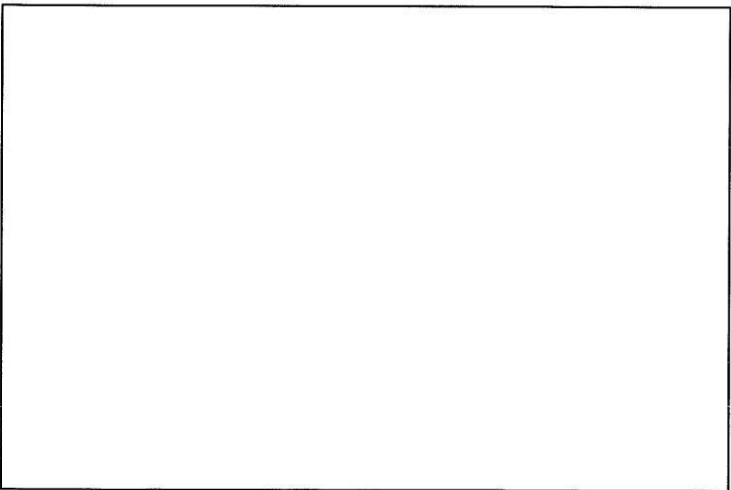
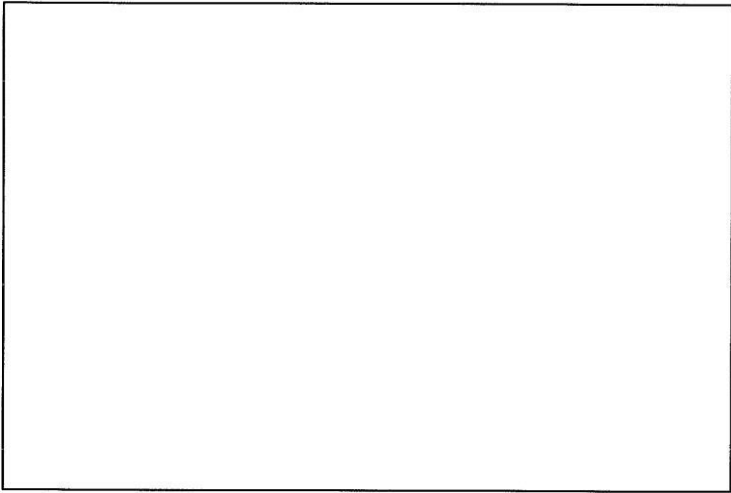
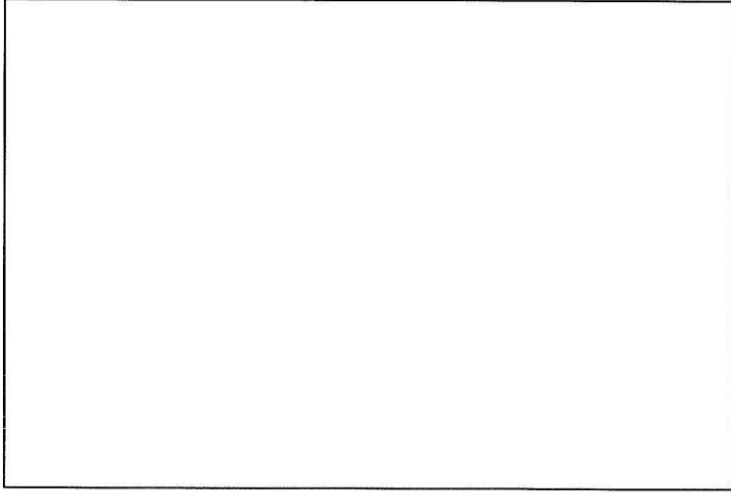
※補強として斜め配筋を入れること。



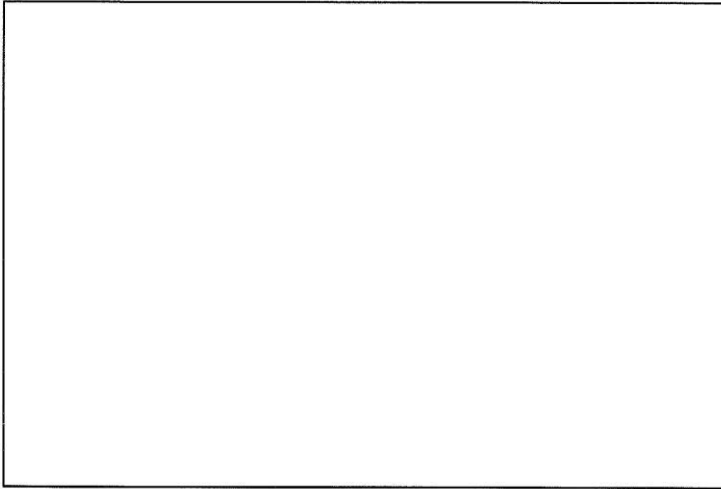
- ⑨ スラブ打設完了の写真

※上部スラブコンクリートの
厚さ 100 mm以上 (厚さがわかる
ように写真をとること)

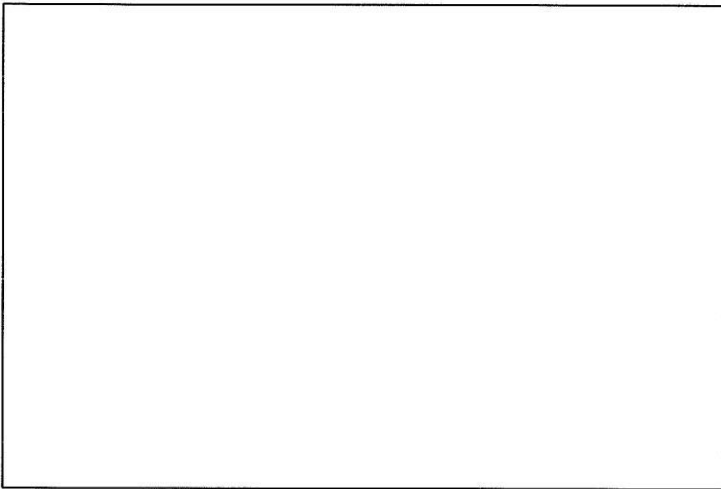
別添 3 - 5



別添 3 - 6



⑫ 浸透枒内の写真



⑬ 工事完了写真

忍野村浄化槽設置チェックリスト

設置者 住所 忍野村

氏名

検査項目	チェックポイント	チェック欄
①流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
②放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
	地下浸透柵に点検口が設けられているか。	
	内部に廃材等を利用していないか。	
③誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
④柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。 (台所・風呂・便所・洗面所・屈曲点・浄化槽流入直前等の点検口)	
⑤流入管渠、放流管渠及び空気配管	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
⑥かさ上げの状況	かさ上げは30cm以内であるか。	
⑦浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	底部コンクリート、支柱及び上部コンクリートスラブを鉄筋で接続する構造となっているか。	
⑧漏水の有無	漏水はないか。	
⑨浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
⑩接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気さうの接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
⑪ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に偏りはないか。	
⑫消毒設備の変形、破損、固定の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
⑬ブロワーの設置、稼働状況 ●	防振対策がなされているか。	
	十分固定されているか。	
	漏電のおそれはないか。	
	アースはなされているか。	
	水漏れ(積雪)しにくい場所に設置されているか。	
上記のとおり確認したことを証します。		年 月 日
担当浄化槽設備士名	㊞ (浄化槽設備士免状の交付番号)	
浄化槽の設置位置、機種等の確認		年 月 日
立会者 忍野村環境水道課 氏名	㊞	

様式第5号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

忍野村長



合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助事業完了報告のありました合併処理浄化槽設置事業については、次のとおり補助金交付の決定をいたしましたので、忍野村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金交付決定額 円

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第11条関係)